

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名	大洲市							
プ ラ ン の 名 称	市立大洲病院改革プラン							
策 定 日	平成 21年 3月 31日							
対 象 期 間	平成 20年度 ~ 平成 24年度							
病院の現状	病 院 名	市立大洲病院						
	所 在 地	愛媛県大洲市西大洲甲570番地						
	病 床 数	一般病床 154床 結核病床 26床 合計 180床						
	診 療 科 目	内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、皮膚科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科 産婦人科(休止)、小児科(休止)						
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>地域において必要な良質で安全な医療を確保していくためには、市内の各病院をはじめ、2次医療圏における病病連携・病診連携をすすめていき、それぞれの病院が専門的な機能を分担することが必要であることから、次の点を中心に役割を果たし地域医療の確保、充実に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急輪番制病院における1医療機関として救急医療を提供する。</li> <li>・急性期医療を中心にこれまで担ってきた、消化器・内分泌・代謝(糖尿病)分野の診療、透析治療、結核の入院医療、外科・整形外科・泌尿器科・眼科に係る手術等、高度な医療を提供する。</li> <li>・企業等集団健診、医療相談、糖尿病教室などの保健衛生活動を行い、市民の健康増進に必要な医療を提供する。</li> </ul>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>総務省通知の「地方公営企業繰出金について」をもとに現在までと同様に基準外繰出のない経営を行う。</p> <p>建設改良費 元利償還金の2/3 (平成14年まで起債事業)  " " 1/2 (平成15年以降の起債事業)  救急医療の確保に関する経費 (不採算部分の1/2程度)  結核医療の確保に関する経費 ( " )  医師等の研修に関する経費 (医師等の研修旅費、図書費の1/2程度)</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率		100.1	100.0	100.0	100.0	100.3	
	職員給与費比率		42.9	43.2	43.4	43.5	43.3	
	病床利用率(一般)		69.2	68.0	71.5	71.5	71.5	
	医業収支比率		103.1	103.0	102.6	102.6	102.8	
	外来患者1日1人あたり収入(円)		14,437	15,200	15,200	15,200	15,200	
	入院患者1日1人あたり収入(円)		33,507	36,000	36,000	36,000	36,000	
	材料費率		38.7	37.1	37.1	37.0	37.0	
	薬品費率		27.7	27.0	26.9	26.8	26.8	
	企業債残高(百万円)		3,979	3,791	3,571	3,344	3,138	
上記目標数値設定の考え方		<p>経常黒字を維持していくことを目標とする</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 平成19年度までに経常黒字達成済)</p>						

				団体名 (病院名)	大洲市	市立大洲病院	
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	紹介患者数(病院診療所)	1,875	1,880	1,880	1,880	1,880	
	手術件数	704	700	700	700	700	
	救急搬送患者数	683	690	690	690	690	
	地域連携室紹介(他の病院等へ)	344	350	350	350	350	
	地域連携室紹介(他の病院等から)	150	150	150	150	150	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	病院の経営状況を確認し、重要施策や経営方針を検討・意思決定するための経営管理会議をこれまで同様に毎月開催し、経営に関する意識の共有化を図る。また、業務の外部委託については、すでに、清掃、洗濯、寝具管理、ボイラー等の施設管理、医事業務、各種医療機器保守、病理検査の一部など44業務の委託を行っているが、これらの委託業務の内容についても精査するとともに、外部委託により経費の節減・投資の抑制に繋がるものについて適宜検討を進める。				
		事業規模・形態の見直し	現在、10診療科体制で、一般病床154床、結核病床26床の180床の事業規模で運営しているが、平成19年9月から医師不在にともない、産婦人科及び小児科が休止となり、入院・外来患者数ともに減少傾向にある。当面、現状の体制を維持した経営を行うこととするが、今後の地域における医療需要及び医療制度の改正の動向を考慮して、規模・形態の見直しについても対応する。 結核病床は、現在26床のうち稼働病床は8病床となっていることから、今後、県内の患者数の状況、医療計画の状況を踏まえて、取り扱いを検討する。				
		経費削減・抑制対策	毎年度薬品及び診療材料納入価格の適正化のため見積にて更新を行う。 新規納入物品の価格は比較検討(診療材料等購入検討委員会)をし、職員のコスト意識の啓発を行う。 建設改良(医療器械の購入)も医療器械等購入審査委員会にて検討し、今後5年間の平均投資額が90,000千円程度になるよう計画的投資を行う。 医業収益に占める人件費割合は、過去10年の平均でも42.3%(大洲市のラスパイレス指数90.7%)に抑えているため、今後も国、県の制度に準じた見直しを行っていく。				
		収入増加・確保対策	現在まで診療報酬の改定にあわせて収入確保できる対策を随時実施し、平成20年度には、入院一人当たりの収入単価を増加させるために、入院基本料7:1施設基準の届出をしている。今後この施設基準を維持できるよう努力し収入の確保を図る。				
		その他	現在、職員の勤務時間区分を細分化し、日勤、準夜、深夜の3区分に加えて、日勤をさらに5区分(早出、遅出等)にすることで、勤務のピーク時にあわせた人員配置により、人員の増加を抑制している。今後も、勤務割による人員の効率的配置を継続するとともに、看護基準等の制度の動向に合わせた人員管理を行う。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度(一般)	83.90%	18年度(一般)	74%	19年度(一般)	69.20%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	一般病床数は、現状の体制を維持する。増改築の予定なし。					

団体名 (病院名)	大洲市 市立大洲病院
--------------	------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	市立八幡浜総合病院(一般病床310床、感染床病床2) 西予市立宇和病院(一般病床90床、療養病床52床、感染床病床 2床) 西予市立野村病院(一般病床120床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	二次医療圏内の公立病院は4つあるが、医療圏の面積が広域であることから、各病院間の距離だけでなく、住民が近隣の公立病院まで行く距離が大きな状況にある。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<table border="1"> <tr> <td>&lt;時期&gt; 平成21年度～平成24年度において、医療環境の変化があれば、引き続き、市立大洲病院運営審議会にて検討を行う。</td> <td>&lt;内容&gt; 2次医療圏のうち、大洲市喜多郡エリアでは、公立病院が1病院のみであることから、統廃合的再編はできない。2次医療圏における4疾病5事業にかかる医療連携にかかるものについては、愛媛県の医療計画及び大学からの医師派遣の状況により、検討することも想定しているが、現状の診療科を維持していくこととする。ネットワーク化は既存枠組みにおいて、2次医療圏内の病病連携、病診連携をこれまでどおり進めていき、病院の専門機能を充実させていくこととする。</td> </tr> </table>	<時期> 平成21年度～平成24年度において、医療環境の変化があれば、引き続き、市立大洲病院運営審議会にて検討を行う。
<時期> 平成21年度～平成24年度において、医療環境の変化があれば、引き続き、市立大洲病院運営審議会にて検討を行う。	<内容> 2次医療圏のうち、大洲市喜多郡エリアでは、公立病院が1病院のみであることから、統廃合的再編はできない。2次医療圏における4疾病5事業にかかる医療連携にかかるものについては、愛媛県の医療計画及び大学からの医師派遣の状況により、検討することも想定しているが、現状の診療科を維持していくこととする。ネットワーク化は既存枠組みにおいて、2次医療圏内の病病連携、病診連携をこれまでどおり進めていき、病院の専門機能を充実させていくこととする。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡    当面財務適用とする。 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<table border="1"> <tr> <td>&lt;時期&gt; 現形態の継続についての検討は、平成24年度までの毎年度の点検評価の時期に平行させて行う。</td> <td>&lt;内容&gt; 現状の公営企業法の財務適用において12年間黒字経営を継続してきた実績に基づき、当面、財務適用の経営体制を継続し、改革プランを実施する。また、見直しを行う際の方向性は公営企業法の全部適用とする。</td> </tr> </table>	<時期> 現形態の継続についての検討は、平成24年度までの毎年度の点検評価の時期に平行させて行う。
<時期> 現形態の継続についての検討は、平成24年度までの毎年度の点検評価の時期に平行させて行う。	<内容> 現状の公営企業法の財務適用において12年間黒字経営を継続してきた実績に基づき、当面、財務適用の経営体制を継続し、改革プランを実施する。また、見直しを行う際の方向性は公営企業法の全部適用とする。		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	点検・評価については、市立大洲病院運営審議会にて行う。(検討、助言体制と一致)	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	点検評価は、毎年度、(6月頃及び2月頃の2回開催する運営審議会にあわせて実施する。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名  
(病院名)

大洲市 市立大洲病院

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	3,339	3,164	3,244	3,340	3,340	3,344
	(1) 料 金 収 入	3,233	3,061	3,149	3,235	3,235	3,239
	(2) そ の 他	106	103	95	105	105	105
	うち他会計負担金	9	10	11	11	11	11
	2. 医 業 外 収 益	142	134	139	126	122	117
	(1) 他会計負担金・補助金	112	108	104	102	98	93
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	29	26	35	24	24	24
	経 常 収 益 (A)	3,481	3,298	3,383	3,466	3,462	3,461
	入	1. 医 業 費 用 b	3,241	3,066	3,151	3,253	3,255
(1) 職 員 給 与 費 c		1,440	1,358	1,400	1,450	1,453	1,449
(2) 材 料 費		1,267	1,223	1,218	1,242	1,237	1,239
(3) 経 費		396	322	360	362	362	362
(4) 減 価 償 却 費		113	142	163	177	182	180
(5) そ の 他		25	21	10	22	21	21
2. 医 業 外 費 用		240	230	232	213	207	200
(1) 支 払 利 息		161	157	151	145	139	132
(2) そ の 他		79	73	81	68	68	68
経 常 費 用 (B)		3,481	3,296	3,383	3,466	3,462	3,451
出	経 常 損 益 (A) - (B) (C)	0	2	0	0	0	10
	1. 特 別 利 益 (D)	3	2	3	3	3	3
	2. 特 別 損 失 (E)	2	4	3	3	3	3
特別損益	特別損益 (D) - (E) (F)	1	-2	0	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)	1	0	0	0	0	10	
累 積 欠 損 金 (G)	0	0	0	0	0	0	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	2,353	2,313	2,282	2,379	2,426	2,480
	流 動 負 債 (イ)	205	198	182	205	205	205
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
差引不良債務 (オ)	-2,148	-2,115	-2,100	-2,174	-2,221	-2,275	
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )	103	33	15	74	47	54	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.0%	100.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.3%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-64.3%	-66.8%	-64.7%	-65.1%	-66.5%	-68.0%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{(C)}{b} \times 100$	103.0%	103.2%	103.0%	102.7%	102.6%	102.9%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	43.1%	42.9%	43.2%	43.4%	43.5%	43.3%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0	0	0	0	0	0	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率	64.33%	66.85%	64.73%	65.09%	66.50%	68.03%	
病 床 利 用 率	63.5%	59.3%	56.1%	61.6%	61.6%	61.6%	

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例) '22年度単年度資金不足額 30百万円」= ( '22年度不良債務額 20百万円」- '21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	大洲市	市立大洲病院
--------------	-----	--------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	210	185	62	80	80	80	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	146	147	157	175	180	170	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	
	7. その他	10	0	0	0	0	0	
	収入計 (a)	366	332	219	255	260	250	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	
	純計(a) - {(b) + (c)} (A)	366	332	219	255	260	250	
	支 出	1. 建設改良費	267	189	80	90	90	90
		2. 企業債償還金	232	246	270	299	305	286
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
4. その他		0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)		499	435	350	389	395	376	
差引不足額 (B) - (A) (C)		133	103	131	134	135	126	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	132	103	110	124	125	116	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	1	0	21	10	10	10	
	計 (D)	133	103	131	134	135	126	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)		0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E) - (F)		0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位: 千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 120,912	( ) 118,165	( ) 116,928	( ) 113,000	( ) 109,000	( ) 104,000
資本的収支	( ) 145,632	( ) 147,362	( ) 157,241	( ) 175,000	( ) 180,000	( ) 170,000
合計	( ) 266,544	( ) 265,527	( ) 274,169	( ) 288,000	( ) 289,000	( ) 274,000

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。